

住んでよかった、これからもずっと住み続けたいと思うまちづくり

---

---

令和4年度  
洲本市つながり基金助成事業

---

---

第2回募集



兵庫県洲本市

## 1. 目的

町内会を始め、地域の団体が自主的な活動をさらに広げ、「地域のつながり」「人のつながり」を大切にしまちづくりを行うための自主事業を支援し、幅広い市民活動事業の輪を広げることを目的とする。

## 2. 対象

- 洲本市内に本拠を置く団体（法人格の有無及び種別は問いません。）  
助成団体例：[町内会（老人会・子供会等含む）、ボランティアグループ、NPO等]  
※①～⑥（別表）の事業ごとに助成対象となる団体が異なります。  
②、③、④、⑥は、原則、町内会のみを助成対象としています。
- 令和4年4月1日以降に実施する事業。

## 3. 申請方法

- 申請期間 【第2回】令和4年9月15日（木）～10月28日（金）
- 申請書類 事業計画承認申請書、事業計画書、収支予算書、団体等概要書  
団体の規約等、見積書等
- 提出先 洲本庁舎 企画情報部 企画課又は五色庁舎 地域生活課  
までご持参下さい。  
※申請書は市ホームページからダウンロードできます。

## 4. 審査方法

洲本市つながり基金助成事業審査委員会において審査のうえ決定いたします。

## 5. 補助対象事業

- ①人のつながり交流支援事業
- ②安全・安心つながり支援事業
- ③地域のつながり拠点施設支援事業
- ④伝統のつながり支援事業
- ⑤つながり豊かなコミュニティ支援事業
- ⑥美しい街並み整備支援事業

補助率、事業対象例等は  
別表のとおり

※市内で実施する事業や、本市の課題解決に寄与する事業を対象とします。

※補助対象とならない事業例

次の様な事業は、補助対象となりません。

- ・ 政治、宗教、営利を目的とする事業（一部事業に限り収益事業を認めます）
- ・ 団体・グループのメンバーのみのために行う事業
- ・ 他の助成制度で助成金の交付を受けている事業

※洲本市以外からの助成や、参加費・負担金等による収入は可能

- ・ 市から補助金を受けている団体が、本来行うべき活動と同種の事業。

## 6. その他

- ・ 事業で配布するパンフレット、チラシ等には「洲本市つながり基金助成事業により実施しています」と掲載してください。
- ・ 購入備品には、「洲本市つながり基金助成事業」のシールを張ってください。

(別表) 洲本市つながり基金助成事業 補助率、事業対象例等

事業名	対象団体	補助率	補助限度額	事業費下限額	事業対象例	
①人のつながり交流支援事業	町内会、ボランティアグループ、NPO法人等	1/2	50万円	10万円以上	・地域活性化を図る、効果的なイベント開催経費 (文化芸術イベント、スポーツイベント、交流イベント等) ※入場料・参加料等は補助対象から控除する ※助成終了後も継続的な事業実施ができる内容であること	
世代間や地域内、地域間の交流を図ることを目的とし、賑わい創出に資する事業				100万円以上	上記に加え、下記3号をすべて満たす「 <b>交流人口の増加に寄与する事業</b> 」 (1)淡路島外からの観光旅客等の来訪及び滞在の促進に寄与することが見込まれる事業 (2)前号の観光旅客等の参加者数に関し、目標が設定され、かつ、実績の確認及び報告が行われることが確実と認められる事業 (3)参加者から入場料、出場料等を徴収する事業	
②安全・安心つながり支援事業	町内会	1/2	50万円	下限なし	・防犯資機材の購入に要する経費 (防犯カメラ設置、センサー付ライト、パトロール用ジャンパー、腕章等) ・防犯、交通安全啓発に要する経費 (交通安全啓発看板、街頭指導用横断旗、交通安全教室等) ※防犯灯設置は、別途電気代助成があるため対象外とする	
防犯、交通安全等地域の安全安心づくりに資する事業					・防災訓練、防災意識の啓発に要する経費 (防災訓練、炊き出し訓練、防災研修会、防災マップ、防災啓発チラシ等) ・防災に備えて必要な資機材の購入に要する経費(防災訓練等の実施が条件) 情報連絡用資機材(携帯用無線機、携帯用ラジオ、メガホン等) 初期消火用資機材(消火器、消火用バケツ、防火服等) 救出活動用資機材(ジャッキ、パール、つるはし、ロープ、ハンマー等) 救護活動用資機材(担架、防災用毛布、シート等) 避難所用資機材(炊き出し用鍋、防災用簡易ベッド、給水タンク等) ・感染症拡大防止用資機材の備蓄に要する経費(マスク、消毒液、フェイスシールド等) ※汎用性のある備品は対象外(テレビ、BDプレーヤー、ビデオカメラ、パソコン、冷蔵庫、電子レンジ、椅子、机等)	
③地域のつながり拠点施設支援事業	町内会	1/2 (9/10※)	新築 500万円	50万円以上	・町内会の活動拠点施設の整備に要する経費 ・大学等との連携や交流に資するための拠点整備【 <b>収益事業可</b> 】に要する経費(町内会集会施設の新築・改修) ※土地取得費は対象外 ※冷暖房機器の新設、改修は対象とする。また、テレビ等そのもの単独で設置するような備品は対象外	
地域住民の自治活動の拠点である集会施設整備に資する事業			改修 300万円			
④伝統のつながり支援事業	町内会 祭礼団	1/2	125万円	100万円以上	・大規模なだんじり等の補修等に要する経費(対象事業費が100万円以上のもの)	
地域伝統の保存のためのだんじり等の補修等に資する事業		1/3	33万3千円	10万円以上	・小規模なだんじり等の補修等に要する経費(対象事業費が100万円未満のもの) ※コミュニティ助成事業等の採択を受けた場合も、この事業との併用申請は可とする	
⑤つながり豊かなコミュニティ支援事業	町内会、ボランティアグループ、NPO法人等	2/3	10万円	下限なし	・地域の自然及び環境等の保全に要する経費 (環境学習、植栽活動、不法投棄対策等) ・地域伝統文化の保存継承に要する経費 (伝統芸能継承、歴史めぐりウォーキング、郷土料理教室等) ・地域住民の健康増進、社会福祉活動に要する経費 (健康体力づくり教室、高齢者見守り、子どもの居場所づくり等) ・地域住民の融和・交流を深めるための経費 (三世代交流、まちあるき等) ・地域の課題等の調査・研究に要する経費 (地域情報マップ作成、ワークショップ等) ※従来からの恒例行事は対象外、新規、拡充した部分の取り組みを対象とする(恒例的に地域で行っている祭り、草刈、清掃活動、親睦行事等は対象外)	
地域の活性化や連帯意識の高揚などを図り、魅力あるコミュニティづくりに新たに取り組む事業					50万円	・大学等との連携による、地域資源等を活用した課題解決に資する事業【 <b>収益事業可</b> 】 農林水産物、地場産業、既存ストック等を活用した新たな産業やビジネスの創出に要する経費等 ※仕入れに要する経費は対象外
					1/2	200万円
⑥美しい街並み整備支援事業	町内会	1/2	100万円	下限なし	・オープンスペース、サイン、ベンチ、花壇等の新設又は改良整備 ※学校や幼稚園等の教育施設敷地内の活動は除く ※使用地の許可を得ておくこと	

※事業予定期間(5年:平成30年度～令和4年度)において、申請可能回数は、下記のとおりとする。

- ・①は2回まで申請可能(ただし「**交流人口の増加に寄与する事業**」については3回以上申請可能)。
- ・②及び⑥は、補助限度額に達するまでは、複数年申請可能。
- ・③のうち新築は、1団体につき1回限り補助限度額に達するまで2回連続で申請可能。
- ・③のうち改修は、補助限度額に達するまで、複数年申請可能。
- ・④のうち対象事業費100万円以上は1回限り、対象事業費100万円未満は2回とする。
- ・⑤は3回まで申請可能。ただし「**地域のバイオマス資源のエネルギー利用に資する事業**」については、補助限度額に達するまでとする。

※③のうち、県の地域再生大作戦「がんばる地域」交流・自立応援事業(ハード事業)による補助を受ける場合の補助率は10分の9とします。

※【**収益事業可**】と示す事業に限り、営利を含む内容を認めます。

※“大学等”とは、洲本市域学連携事業に取り組む大学の学生や教員、卒業生等の外部人材(関係人口)を指します。

※予算の範囲内で実施のため、申請多数の場合は事業採択の制限及び個々の補助金額を減額する場合があります。

## 補助対象となる費目や経費

別表第1 抜粋（第4条関係）

対象事業	対象費目
1 人のつながり交流支援事業	報償費、旅費、消耗品費、食糧費、印刷製本費、通信運搬費、手数料、保険料、委託料、使用料・賃借料、その他これらに準じる費目
2 安全・安心つながり支援事業	報償費、旅費、消耗品費、食糧費、印刷製本費、通信運搬費、手数料、保険料、委託料、工事請負費、原材料費、使用料・賃借料、備品購入費、その他これらに準じる費目
3 地域のつながり拠点施設支援事業	手数料、委託料、工事請負費、原材料費、不動産購入費、備品購入費
4 伝統のつながり支援事業	手数料、委託料、工事請負費、原材料費、備品購入費 その他これらに準じる費目
5 つながり豊かなコミュニティ支援事業	報償費、旅費、消耗品費、食糧費、印刷製本費、通信運搬費、手数料、保険料、委託料、工事請負費、原材料費、使用料・賃借料、備品購入費、その他これらに準じる費目
6 美しい街並み整備支援事業	消耗品費、手数料、委託料、工事請負費、原材料費、備品購入費、その他これらに準じる費目

別表第2（第4条関係）

科目	補助対象経費	補助対象外経費
報償費	司会者、講師、協力者等に対する謝礼（1人（1団体）1回当たり5万円を上限とし、複数回実施する場合は、2回分（10万円）を上限とする。）	助成団体の構成員への謝礼、記念品代
旅費	講師等の交通費（原則として、国内の移動に係る経費が対象となります。最も経済的・合理的な経路・交通手段、人数による交通費の実費。宿泊費が必要な場合は、素泊り経費のみが対象となります。（食費は含まない））	助成団体の日常的交通費
消耗品費	消耗品、消耗機材、書籍、材料等の購入費	
食糧費	弁当及び飲み物代（市が認める範囲内の額に限る。）	酒類
印刷製本費	チラシ、ポスター、報告書、資料等の印刷、コピー代	
通信運搬費	通信連絡費、運搬費	
手数料	各種申請手数料、銀行振込手数料	
保険料	申請者及び参加者等の損害・賠償責任等保険料（事業準備日、当日に係る）	
委託料	業務委託料、設計等委託料	内訳書（明細）のない委託料
使用料・賃借料	会場や会議室、機器等の使用料又は賃借料	
工事請負費	土地の造成、建物等の建築・改修の工事費（いずれも契約書を作成するものに限る。）	契約書のない工事費
原材料費	建物等の建築又は事業に必要な資材等の購入費	
不動産購入費	土地を除く建物等の購入費	土地購入費
備品購入費	備品の購入費	
その他	事業実施に必要不可欠な経費（市が認める範囲内の額に限る。）	

注 上記の経費はいずれも、直接、つながり基金助成事業の用に供されるものでなければならない。

# 事業の流れ

申請期間 9月15日(木)~10月28日(金)

11月中旬 審査委員会により審査

11月下旬 事業計画承認書の  
通知(市⇒申請者)

11月下旬 事業計画不承認の  
通知(市⇒申請者)

承認後 事業実施

承認後 事業内容に変更が生  
じた場合 (変更承認申請)

承認・不承認を通知(市⇒申請者)

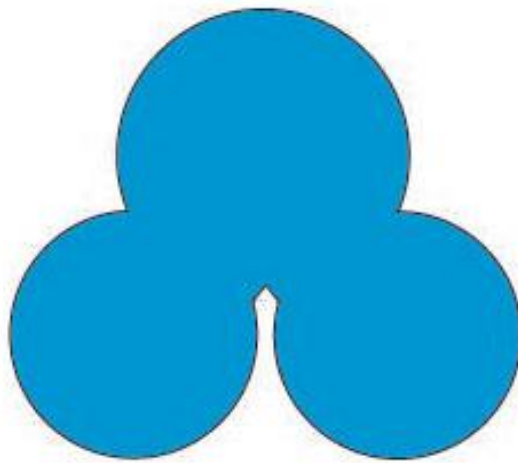
事業終了後 実績報告書の提出(申請者⇒市)

事業完了の日から 30日以内  
に提出してください。  
3月末が提出期限になります。

補助金確定通知(市⇒申請者)

補助金の請求(申請者⇒市)

補助金の交付(市⇒申請者)



■問い合わせ先

窓 口	電話番号	メールアドレス
企画情報部 企画課	0799-22-3321 内線 1513 0799-24-7614 直通	kikaku@city.sumoto.lg.jp
五色総合事務所 地域生活課	0799-33-0160 内線 399	